

一 收入ノ増加ヲ來サス範圍ニ於テ時間給ヲ一割以上三割以内増
加スルコト若ハ來六月二十六日ヨリ實施スル事
一 解雇手續規定ハ世間並制是ニ可成近キ將來ニ於テ代表
スル事

一 共済會評議員ノ半数ヲ職工中ヨリ選出スル様可成早ク改
正スル事

一 解雇者復職ノ件ハ會社ノ意見通りニテ已テ得サルモノト認
ム

大正十二年四月十三日

株式會社新瀉鐵工所

蒲田工場
實行委員

大正十二年八月二日

株式會社新瀉鐵工所

通知

去四日午後一時諸君の代表と称する者数名本社に來り會社
責任者に會見を求められましたが矢張會社に關係なき
被解雇者其他でありましたから會見を断りました處
然らば最初要尤提出當時の代表者と會見せられたしと申
込ありましたか被解雇者面を交ひる以上は矢張り會社の根本
方針に反するを以て之を拒絶しました然し新に就業員
中より代表者を選出するも今後解雇せられたるときは
會社より勿ち代表を不承認せらるゝ懸念ありといひました
から之に對し新に就業員中より選出せられたる代表者は